

議題1 障害者差別解消に関する国と都の動向

(1) 国の動向

障害者基本法が平成23年8月に改正され、障害者基本計画の策定又は変更に当たって調査審議や意見具申を行うとともに、計画の実施状況について監視や勧告を行うための機関として、内閣府に「障害者政策委員会」が設置されています。平成28年4月に施行された障害者差別解消法が施行3年経過後の見直し検討を行うこととされていることから、平成31年1月から障害者政策委員会において議論が進められており、令和2年6月に意見書が取りまとめられました。その中で、事業者による合理的配慮については、更に関係各方面の意見を踏まえつつ、その義務化を検討するとされており、令和2年に事業者団体及び障害者団体へのヒアリングが実施されました。

【団体ヒアリングの概要】

令和2年10月19日から28日までの間に、事業者団体（34団体）、障害者団体（19団体）を対象として実施されました。

- 事業者団体の多くが義務化に一定の理解を示す一方、一部の事業者団体（鉄道事業者、中小事業者団体等）は、現時点では義務化は時期尚早である、引き続き努力義務とすべきとの意見でした。
- 義務化に対する態度にかかわらず、多くの事業者団体が、義務化によるトラブルの増加を強く懸念しており、義務化する場合には、合理的配慮の考え方をより明確化すること、周知啓発を進めること、事業者からの相談に応ずる体制を整備することが必要であるとの意見でした。
- 障害者団体からは、総じて、事業者の合理的配慮の提供を義務化すべきとの強い意見が示されたほか、相談・紛争解決体制を整備すべき、差別の定義を明確にすべき、周知啓発を進めるべき等の意見がありました。

【対応方針（案）】

○ 上記を踏まえ、事業者による合理的配慮の提供の義務化等を主な内容とする改正法案を次期通常国会に提出することを検討中です。

【障害者差別解消法の改正に盛り込む事項（案）】

- 1 事業者による合理的配慮の提供を義務化
- 2 基本方針に定める事項を追加（障害者差別に関する支援措置〔相談体制等〕の拡充を想定）
- 3 障害者差別に関する相談体制の整備として人材の育成及び確保などを明確化
- 4 地域における障害者差別に関する事例等の収集、整理等を明確化
- 5 国及び地方公共団体の連携協力に係る責務を追加

※ 施行日：検討中（相応の準備期間を設ける予定）

（参考） 法制定時は、公布日から約3年後に施行

(2) 都の動向

令和2年3月、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、心のバリアフリーに対する社会的気運の醸成を図るため、意識啓発等に取り組む企業等を、「東京都『心のバリアフリー』サポート企業」として115社登録しました。また、先進性、独自性、波及効果等の観点から特に優れた取組を実施している企業等を、「東京都『心のバリアフリー』好事例企業」として10社決定しました。

令和2年4月、新型コロナウイルスの感染が疑われる聴覚障害者が区市町村の手話通訳等派遣事業を利用する場合、通訳者への二次感染が心配されていることから、東京都では、聴覚障害者が安心して医療機関等を受診できる体制を整備するため、遠隔手話サービスを開始しました。また、都庁及び都事業所において、ICTによる聴覚障害者コミュニケーション支援事業として、遠隔手話通訳や電話代理支援が開始されました。

令和2年5月、ヘルプマークの普及啓発に係る新たな動画を作成しました。ヘルプマークを見かけたときの具体的な対応方法について紹介しています。

また、都では、都条例の一層の普及啓発、障害者の理解促進を図るための以下の事業を実施しています。

- 「障害及び障害者理解研修事業」を令和2年12月～令和3年3月に複数回実施（一部新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止）
- 「障害者差別解消シンポジウム」（令和2年12月）の開催 等

議題2 障害者差別解消に関する区の実施について

(1) 今までの主な取組について

	時期	関連事業等の内容
令和元年度まで	平成31年3月	墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例【制定】
	平成31年4月	区YouTubeに条例の手話動画を掲載
		遠隔手話サービスの開始
	令和元年6月～	区報毎月11日号において、「誰もが心を通わす住みやすいまちへ」をテーマとして、啓発記事（ピクト）を掲載
	令和元年6月	条例啓発パンフレットの作成及び配布
	令和元年7月	条例啓発イベントの開催（7月3日～5日） 講演会、パネル展示、映画上映等の実施（延べ来場者数：約500名）
令和元年11月	障害のある方への配慮と情報保障のための手引き（墨田区職員向け）作成	
令和2年度	令和2年11月	「もっと知りたい 心のバリアフリーのこと」の作成及び配布（詳しくは同封の冊子をご参照ください。）
		各課窓口へ耳マーク・手話通訳の周知についてのステッカーの配布
令和2年12月	障害者週間記念行事 障害者アート振興事業「アニメですみだ！展」の実施 （例年はすみだスマイル♡フェスティバルを障害者記念週間行事として開催。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止）	

(2) 墨田区障害福祉総合計画の策定について

「墨田区障害者行動計画」、「墨田区障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の現行計画について、令和2年度が最終年度に当たるため、現在、次期計画の策定を進めています。次期計画の策定に当たり、3計画の策定期間を3年に揃え、「墨田区障害福祉総合計画」と一体的に策定することといたしました。墨田区障害福祉総合計画において、障害の理解の促進や、ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進を図るため、障害者差別解消法普及啓発事業をはじめとした様々な事業を行うことを定めています。本計画は令和3年3月に策定し、区ホームページに掲載するほか、音声コードを付した概要版を作成し、配布を行う予定です。

また、墨田区障害者行動計画の中から、障害者差別解消に関連する事業を抜き出した障害者差別解消法関連事業計画を策定しています。現行の計画（第4期障害者行動計画（平成30年度～令和2年度））に係る障害者差別解消法関連事業計画について、令和2年度第1回墨田区地域自立支援協議会において協議した内容を情報共有いたします。（別添「障害者差別解消法関連事業計画（概要版）」及び「障害者差別解消法関連事業計画（令和元年度実績報告 令和2年度事業計画）」のとおり）

3 障害者差別解消に関する相談事例等の共有

(1) 区へ御意見・報告として寄せられたもの

- ・身障者用駐車場利用の際の駐車場警備員と施設従業員間の連絡の不行き届きについての御意見
- ・スーパーにおいて、杖をついている者だけを対象に日用品の買い占めに関する注意をされたことに関する御意見
- ・区庁舎への電動車いすの配備に係る御意見

(2) 区へ相談として寄せられたもの

相談：金融機関での手続き時に後見人が家族を連れてきてほしいと言われ、対応してもらえなかったとのこと相談

対応：金融機関に対し差別解消法の主旨を伝えた結果、金融機関から本人と再度話し合い、手続きの進め方についてすり合わせていくとの回答を得た。

※書面開催に伴い資料の回収が困難なため、個人情報保護の観点から、内容の詳細は省略しています。詳しい内容を確認したい場合は事務局へご連絡ください。